

# 初期研修医等の時間外労働＋休日労働についての提言

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

私たち滋賀県女性医師ネットワーク会議は、滋賀県医師会、病院協会および滋賀医科大学から推薦された医師によって構成し、女性医師も男性医師も働きやすい職場づくりを目指して活動している団体です。私たちは2012年より女性医師、男性医師、研修医、医学生や病院関係者を交えた意見交換の場として「交流会」を主催しております。

先般、労働基準法が改正された中で、医師の時間外労働＋休日労働については今後省令で定めるとされています。また、2019年3月に発表された「医師の働き方改革に関する検討会の報告」（座長：岩村正彦東大教授）では、初期後期研修医の時間外労働＋休日労働は年間1860時間まで、3次救急医療機関（一部の2次救急医療機関を含む）の勤務医の時間外労働＋休日労働も年間1860時間まで、とする報告がなされました。

私たちは、この年間1860時間という過酷な残業時間の基準に対して早急な見直しが必要であることを提言させていただきます。

「年間残業が1860時間」は、「過労死ライン」である「月80時間」の2倍量の残業であり、1日に計算すると、365日休みなく毎日5時間の残業をすることになります。研修医も、2次/3次救急医療機関の勤務医も、医師としての使命を果たすべく、プロフェッショナリズムをもって精進すべきではありませんが、安定した医療を提供するためには、全ての医師が自らの健康を護りつつ診療をする環境を構築する必要があると考えます。

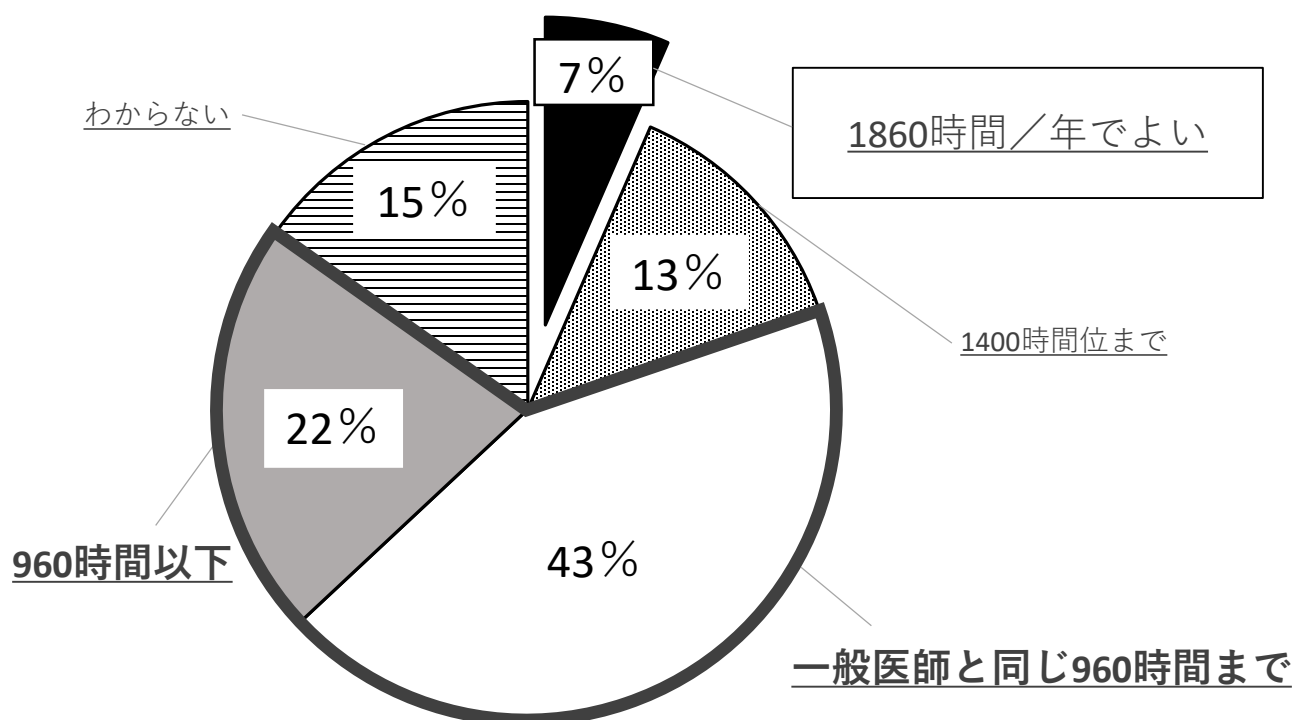
この問題に関して2019年11月30日に開催した「第8回 滋賀県女性医師交流会」において意見交換を行い、当日会場でクリッカーを用いて参加者に意見を求めました。その結果は別紙のごとく、研修医および3次救急医療機関（一部の2次救急医療機関を含む）の勤務医に対する年間残業時間1860時間を妥当とする意見は各々7%、4%のみであり、一般病院の勤務医と同じ960時間またはそれ以下が望ましいという意見が各々65%、67%を占めました。

どうか、年間残業1860時間までとするような省令が公布されることがないように、また、公布された場合は早急に改善されるように、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

2020年12月10日

滋賀県女性医師ネットワーク会議

報告書では、初期後期研修医の時間外労働+休日労働の上限は年間1860時間とされています。365日で単純に割ると1日5時間の残業となります。残業上限として許容できる範囲は？



報告書では、3次救急医療機関や一部の2次救急医療機関に勤務する医師も時間外労働+休日労働の上限を年間1860時間としています。どの程度まで許容できると思われますか？

